

写

令和 2 年 8 月 3 日

宮城労働局長
毛利 正 殿

宮城地方最低賃金審議会
会長 赤石 雅英

宮城県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 2 年 7 月 3 日付け宮労発基 0703 第 1 号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、下記のと
おりの結論に達したので答申する。

記

- 1 適用する地域
宮城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 8 2 5 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 2 年 10 月 1 日